

龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のお知らせ

龍ヶ崎市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた茨城県の休業要請等に協力した事業者等を支援します！

龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金とは？

茨城県が行った緊急事態措置による要請に応じて、施設の休業又は営業時間の短縮に全面的に協力した本市の事業者等に対して、県の協力金に上乗せする形で、協力金を支給します。

支給対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

1. 本市内で事業所や店舗を営んでいること。
2. 茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けていること。

支給額

1事業者当たり **10万円**

(経営店舗数や賃借にかかわらず、1事業者1回限り。)

申請

感染拡大防止の観点から原則として郵送によりご提出ください。
宛先は下記のとおりです。

(手続きについては裏面をご覧ください。)

提出・お問い合わせ先

〒301-8611 龍ヶ崎市3710

龍ヶ崎市役所 商工観光課 感染拡大防止協力金受付

電話番号 0297-64-1111 内線105・106

申請について

申請受付期間

令和2年9月30日（水）まで（当日消印有効）

申請方法

支給申請書兼請求書（様式第1号）に以下の必要書類を添えて郵送により提出してください。

1. 県協力金の交付決定通知書の写し
2. 協力金の振込先の通帳等の写し

※その他必要に応じて別途資料の提出を求めています。

提出先：〒301-8611 龍ヶ崎市3710

龍ヶ崎市役所 商工観光課 感染拡大防止協力金受付

申請書入手方法

1. 市ホームページからのダウンロード

2. 書面による配布

配布場所：市役所本庁舎4階商工観光課

配布時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

その他

1. 申請書類を受理した後、内容を審査の上、支給の可否を決定し、通知いたします。適正と認められるときは協力金を支給します。
2. 協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本協力金の支給決定を取り消し、協力金の返還を求めています。

提出・お問い合わせ先

〒301-8611 龍ヶ崎市3710

龍ヶ崎市役所 商工観光課 感染拡大防止協力金受付

電話番号 0297-64-1111 内線105・106